

令和7年度きのくにICT教育（ステップアッププログラム）指導者派遣等業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度きのくにICT教育（ステップアッププログラム）指導者派遣等業務

2 背景・目的

和歌山県では「きのくにICT教育」と称し、県内全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、プログラミングなどの基礎的な知識を習得する教育プログラムを、全国に先駆け令和元年度から実施している。

こうした中、県内の中高生がより専門的なICTに関する知識・技術を習得し、県内産業の発展に寄与する人材を育成するため、和歌山県として県内中学校・高等学校の部活動や、総合的な学習（探究）の授業に対し、ICT関連企業の指導者派遣を実施する。

※総合的な学習（探究）の時間とは、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にして実施されるもの。

3 業務内容

(1)派遣校の決定

- ・受託者は、県が周知を行った県内中学校・高等学校より派遣校登録申請があった場合、内容を精査の上、派遣校を決定すること。

ただし、指導者等の派遣を受ける県内中学校・高等学校活動は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

ア 県内の学校におけるICT関連の部活動または県内の学校における総合的な学習（探究）の時間の活動においてICTの専門性を向上させられるものと認められるもの。

イ 県内で実施されるもの。

ウ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの。

- ・派遣校数について、12校（紀北：10校、紀南：2校）程度を想定。

(2)指導者の選出

- ・受託者は、県内中学校・高等学校活動に派遣する指導者を各派遣校に1名以上派遣できるよう20名程度候補を選出すること。ただし、選出する指導者は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア ICTについて専門的な知識を有する者

イ ICT企業等において業務でICTにかかる業務を行う者

ウ その他この事業の実施に関して適当であると認められる者

(3)派遣校と指導者の調整

- ・派遣校から活動の内容及び要望をヒアリングし、条件に合った指導者を調整すること。なお、指導者側の意見もヒアリングし、双方の意見を踏まえて調整すること。

(4)指導者派遣の実施

- ・受託者は、3(1)において派遣を決定した県内中学校・高等学校から指導者派遣申請があった場合、内容を精査の上、指導者の派遣を行うこと。
- ・受託者は、派遣を行った活動に関して、学校から速やかに報告を受けること。
- ・受託者は、派遣校からの報告を受け、進捗状況を把握し、必要があれば派遣校と指導者との打ち合わせ等を行うこと。
- ・受託者は、学校からの報告について、毎月とりまとめ、県に月次報告をすること。
- ・指導者派遣について、オンライン会議システムを活用したりリモート専門家派遣も可能とする。
- ・指導者派遣回数について、各校10回程度とし、累計240時間程度とすること。なお、1回の指導につき30分～2時間程度、1～2名（令和6年度実績：平均1.1名）の派遣を想定。

(5)成果報告会の実施

- ・受託者は、指導者派遣を行った学校が成果を発表する報告会を開催すること。
- ・成果発表会の日程について、令和8年3月を想定し、派遣校の生徒及び指導者が出席可能な日程で調整すること。なお、成果発表会の時間について、4時間程度とすること。
- ・成果発表会の会場について、和歌山市内で100名以上が収容できる会場で実施すること。なお、派遣校の成果物の発表・実演できるスペースを確保すること。
- ・成果発表会について、派遣校の成果発表後、講評を行うこと。講評者について、ICTについて専門的な知識を有する者2名程度を成果発表会に派遣すること。
- ・成果発表会において、生徒同士が活発に意見交換や交流ができるよう工夫すること。
- ・成果報告会に係る経費（会場費、指導者及び講評者の謝金・旅費等）について、受託者が負担すること。

(6)成果物の作成

受託者は、3(1)～(5)で行った内容を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

4 予算上限額

金4,400,000円（うち、消費税及び地方消費税の額400,000円を含む）

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書及び提案書に沿って実施すること。
- (2) 受託者は、本仕様書にないものは県との協議により定めること。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について、県と十分協議し、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合は県と協議し、実績に応じて変更契約を締結すること。
- (5) 受託者は、業務の実施の際に知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。